

議案第101号

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年12月5日提出

佐野市長 金子裕

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年佐野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第18条の規定は、令和8年4月1日以後の利用乳幼児について適用し、同日前の利用乳幼児については、なお従前の例による。

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第101号参考資料

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案				
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> <p>3・4 (略)</p>	児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				